

証券コード 4554

平成26年12月19日

株 主 各 位

東京都千代田区三番町5番地7

**富士製薬工業株式会社**

代表取締役 今井博文

### 第50期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第50期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第50期（平成25年10月1日から平成26年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第50期（平成25年10月1日から平成26年9月30日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

**第1号議案** 剰余金処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株につき金24円と決定いたしました。

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました（変更の内容につきましては、2ページからの「定款変更新旧対照表」をご参照ください。）。

**第3号議案** 取締役12名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に今井 博文、上出 豊幸、三橋 厚弥、平山 健、小澤 雅之、宇佐見 卓也、小沢 伊弘、内田 正行の8氏が再選され、山崎 由実子、井上 誠一、武政 栄治、田中 秀一の4氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

**第4号議案** 役員賞与支給の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当事業年度末時点の取締役9名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額24百万円（取締役分19百万円（うち社外取締役分2百万円）、監査役分5百万円（うち社外監査役分2百万円））を支給することに決定いたしました。

**第5号議案** 取締役の報酬額改定の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役の報酬は、役員賞与分を含め年額200百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内）に改定し、取締役の報酬の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないこととすることに決定いたしました。

**第6号議案** 取締役に対する株式報酬等の額及び内容の決定の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役（社外取締役を除く）への報酬等として、株式報酬制度の導入を決定いたしました。本制度導入により、連続する3事業年度を報酬等の対象期間として設定する信託に対し、合計40百万円を上限とする金員を拠出し、当該信託を通じて取締役に当社株式等の交付等を行います。

以上

なお、本総会終了後の取締役会の決議により、次のとおり代表取締役が選定され、就任いたしました。

代 表 取 締 役 今 井 博 文

(定款変更新旧対照表)

(下線は変更箇所を示しております。)

変更前定款	変更後定款
第5条（公告方法） 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	第5条（公告方法） 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載して行う。
第14条（総会の招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第14条（総会の招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(定款変更新旧対照表)

(下線は変更箇所を示しております。)

変更前定款	変更後定款
<p>第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。 <u>2 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役1名、常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>3 取締役社長は当社を代表する。</u></p> <p>第23条 (相談役および顧問) 取締役会の決議により、<u>取締役相談役および取締役顧問を置くことができる。</u></p> <p>第24条 (取締役会の招集権者および議長) 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、<u>13名以内とする。</u></p> <p>第22条 (代表取締役) 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第23条 (相談役および顧問) 取締役会の決議により、<u>取締役の中から相談役および顧問を置くことができる。</u></p> <p>第24条 (取締役会の招集権者および議長) 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>